

令和 8年度	工 事 名	臨港道路（港湾 1 号線等）交差点改良工事（R8）
	施工地名	那覇港新港ふ頭地区
	工 期	契約締結日の翌日から令和9年1月22日まで
特 記 仕 様 書		
第 1 条（共通仕様書の適用） 本工事の施工に当たっては、沖縄県土木建築部制定の「土木工事共通仕様書」に基づき実施しなければならない。 第 2 条（共通仕様書に対する特記及び追加事項） 土木工事共通仕様書に対する特記及び追加事項は、下記のとおりとする。		

特 記 仕 様 書						[沖 縄 県]
章	節	条	見出し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 書 事 項	
		3	一般事項	1	本工事は本特記仕様書及び図面に基づき施工するものとし本特記仕様書に記載されていない事項は、土木工事共通仕様書、土木工事施工管理基準（土木建築部制定）及びその他の参考図書に準じて施工しなければならない。 施工は本特記仕様書、図面を優先し、土木工事共通仕様書、土木工事施工管理基準、並びに、その他の参考図書の順とする。	
			2	受注者は、工事の施工に際し、着手前及び施工中に設計図書に不明な点、もしくは疑義が生じた場合には、速やかに監督職員と協議しなければならない。		
			3	本工事は、「リサイクル原則化ルール」の実施に努め、「沖縄県土木建築部における公共建設工事の分別解体等・再資源化等及び再生資源活用実施要領について」に基づき施工しなければならない。		
			4	主任技術者及び監理技術者の雇用関係について	1	建設業法第26条の規定により、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、受注者（企業）と入札執行日以前に3カ月以上の雇用関係が成立していなければならない。
				2	受注者は、着手届と共に、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者の雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料等の写し）を提示しなければならない。	

特 記 仕 様 書					[沖 縄 県]
章	節	条	見出し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 書 事 項
		5	施工体制台帳	1	受注者は、施工体制台帳を作成し工事現場に備えるとともに、監督職員に提出するものとする。様式は、（技術・建設業課HP→工事関係（土木・営繕）→施工体制台帳参考様式）参照。
		6	現場の管理	1	受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。
		7	現場事務所の設置	1	受注者は、工事現場内、又は現場付近に現場事務所を設置しなければならない。 事務所内には、本工事の概要、実施工程表、組織表、天気図、その他必要事項を一目で理解できるよう作成し、掲示すること。
		8	疑義の解釈	1	受注者は、工事着手前に必要な調査、測量を行い設計図書を確認すると共に仕様書及び設計図書の記載事項に疑義を生じた場合は、すべて監督職員と協議し、施工しなければならない。 なお、協議を怠って生じた損害は、すべて受注者の負担とする。
		9	工事進捗状況の報告について	1	受注者は、毎月の工事の進捗状況を翌月の3日までに監督職員へ報告しなければならない。
		10	県産品の優先使用について	1	本工事に使用する資材等は、県内で産出、生産又は製造された資材等で、その規格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用するよう努めなければならない。
				2	完成通知書の添付書類として「県産建設資材使用状況報告書」を提出すること。
		11	下請業者の県内企業優先活用	1	受注者は、下請契約の相手方を県内企業（主たる営業所を沖縄県内に有するもの）から選定するように努めなければならない。
		12	ダンプトラック等による過積載等の防止について	1	土砂、資材等の運搬にあたっては、積載超過のないようにするとともに、交通安全管理を充分に行うこと。
				2	過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
				3	資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
				4	さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることのないようにすること。
				5	「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
				6	下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

特 記 仕 様 書					[沖 縄 県]
章	節	条	見出し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 書 事 項
		13	建設発生土について	7	第1項から第6項のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。
				1	建設発生土の搬入 本工事の残土は那覇港管理組合の管理地に運搬するものとし、受入条件は下記のとおりとする。 これにより難しい場合が生じたときは、変更協議の対象とする。
				1)	受入場所 那覇市港町1丁目19-19付近
				2)	運搬距離 受入地までの距離は、L=2.0kmとする。
				2	搬出の抑制及び工事間利用の促進
				1)	搬出の抑制 適正な施工により、建設発生土の発生の抑制に努めるとともに、その現場内利用の促進等により搬出の抑制に努めなければならない。
				2)	工事間利用の促進 建設発生土の土質確認を行うとともに、建設発生土を必要とする他の工事現場との情報交換等を活用した連絡調整、ストックヤードの確保、再資源化施設の活用、必要に応じて土質改良を行うこと等により、工事間の利用の促進に努めなければならない。
				3	工事現場等における分別及び保管 建設発生土の搬出に当たっては、建設廃棄物が混入しないように分別解体に努めなければならない。重金属等で汚染されていると判断される建設発生土等については、特に適切に取り扱わなければならない。 また、建設発生土をストックヤードで保管する場合には、建設廃棄物の混入を防止するための必要な措置を講じるとともに、公衆災害の防止を含め周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう努めなければならない。
				4	運搬 次の事項に留意し、建設発生土を運搬しなければならない。 1) 運搬経路の適切な設定並びに車両及び積載量等の適切な管理により、騒音、振動、塵埃等の防止に努めるとともに、安全な運搬に必要な措置を講じること。 2) 運搬途中において一時仮置きを行う場合には、関係者等と打合せを行い、環境保全に留意すること。 3) 海上運搬する場合、周辺海域の利用状況等を考慮して適切に経路を設定するとともに、運搬中は環境保全に

特 記 仕 様 書					[沖 縄 県]
章	節	条	見出し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 書 事 項
				5	必要な措置を講じること。 受入地での埋立て及び盛土 建設発生土の工事間流用ができず、受入地において埋立てる場合には、関係法令に基づく必要な手続きの他、受入地の関係者と打合せを行い、建設発生土の崩壊や降雨による流出等により公衆災害が生じないよう適切な措置を講じなければならない。重金属で汚染されている建設発生土等については、特に適切に取り扱わなければならない。 また、海上運搬埋立地において埋め立てる場合には、上記の他、周辺海域への環境影響が生じないよう余水吐き等の適切な汚濁防止の措置を講じなければならない。
		14	標準操作方式建設機械（バックホウ）の使用について	1	本工事の施工に当たり、建設機械（バックホウ）を使用する場合は、標準操作方式に指定された建設機械を使用するように努めること。
		15	排出ガス対策型建設機械の原則化について	1	本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成14年4月1付け国総施設第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。
				2	一般工事用建設機械〔ディーゼルエンジン出力 7.5から272kW〕 ・バックホウ ・ホイールローダ（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機 ・空気圧縮機 ・油圧ユニット（基礎工事用機械で独立したもの） ・ローラ類 ・ラフテレーンクレーン
		16	建設リサイクルの推進について	1	受注者は、本工事で発生する建設廃棄物について、「建設リサイクル法」、「資源有効利用促進法」、「廃棄物処理法」等を遵守し、適正な収集運搬及び処分等を行うこと。
				2	受注者は、下請業者に対して「建設リサイクル法」第12条第2項に基づき告知しなければならない。
				3	受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、「再生資源利用計画書」を「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」により作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。 また、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。
				4	受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建

特 記 仕 様 書					[沖 縄 県]
章	節	条	見出し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 書 事 項
		17	ゆいくる材について	5	設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」により作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。 受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
				6	受注者は、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が適正であることについて法令等に基づき確認しなければならない。 また、確認結果を再生資源利用促進計画書に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。
				7	受注者は、建設発生土を再生資源有効利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合には受領書の写しを提出しなければならない。
				8	受注者は、その計画書に従い建設廃棄物が適切に処理されたことを確認し、工事完成時には法令等に基づいた「再生資源報告書」及び「建設副産物情報交換システム（コブリス・プラス）」により作成した「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。
				9	本工事は、建設副産物情報交換システム（コブリス・プラス）の登録対象工事である。
				1	（ゆいくる材の利用） 本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいくる材に限り、原則「ゆいくる材」とする。それ以外を原材料とするゆいくる材は率先して使用することとする。 ゆいくる材がない離島等での工事の場合は、ゆいくる材以外の再生資材を使用することができる。この場合においても受注者は「ゆいくる材品質管理要領」に準じて品質管理を実施しなければならない。 また、ゆいくる材の在庫がない等により使用できない場合は、監督職員と協議すること。
				2	（建設廃棄物の搬出） 1) 受注者は、工事で発生した建設廃棄物について、ゆいくる材の認定を受けた施設、またはゆいくる材の認定を受けていないが、再資源化後にゆいくる材製造業者へ原材料として出荷している施設へ搬出すること。ただし島内に当該施設がない場合はこの限りではない。

特 記 仕 様 書						[沖 縄 県]
章	節	条	見出し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 書 事 項	
				3	2) 本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は、前述に掲げる施設のうち、受入条件のうちから、運搬費と処分費（平日受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って正当な理由がある場合を除き、再資源化に要する費用の変更は行わない。 （ゆいくる材の品質管理） 1) ゆいくる材の品質管理にあたっては、「土木工事施工管理基準」のほかに「ゆいくる材品質管理要領」に基づいて行うこと。 2) 受注者は、工事請負金額が500万円以上でゆいくる材を使用する場合、着手後に（公財）沖縄県建設技術センターあてに「ゆいくる材品質管理依頼」を行い、必要書類の交付を受けなければならない。 3) 受注者は、路盤材のサンプル送付試験のサンプル採取、及び現場への資材初回搬入時と敷均し転圧完了後の現場簡易試験を監督職員等の立会のもと実施しなければならない。 4) 受注者は、路盤材の現場簡易試験が終了した場合、速やかに監督職員に試験結果を報告しなければならない。	
		18	環境対策等について	4	（完成時の提出） 受注者は、完成通知書の添付書類として、以下の書類及び電子データを監督職員に提出しなければならない。 ・ ゆいくる材利用状況報告書 ・ ゆいくる材出荷量証明書 ・ 再生資源利用実施書、同利用促進実施書	
		19	アスベスト含有建設資材の使用禁止について	1	受注者は、工事の施工にあたっては、「沖縄県赤土等流出防止条例」、「土壤汚染対策法」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「水質汚濁防止法」、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」及びその他環境保全に関する法令等を遵守し、その対策については工事着手前に現場状況の調査、検討を十分に行い、監督職員の確認を得た上で施工を行うこと。	
		20	電子納品	1	原則として、原材料にアスベストを含んだ建設資材を使用しないこと。確認にあたっては、メーカーが発行する「アスベストを原材料としていない旨の証明書」などにより行うこととする。 本工事は、電子納品対象工事とする。 電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果品を電子データで納品することをいう。 ここでいう電子データとは、各種電子納品要領等（以下、「要領」）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。	

特 記 仕 様 書					[沖 縄 県]
章	節	条	見出し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 書 事 項
		21	工事完成図書の提出	1	工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっているか、(公財)沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「確認証」の発行を受けること。
					工事完成図書は、電子媒体（CD-R等）で（正）1部提出すること。
				2	「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定すること。
					なお、「紙」による提出物は、監督職員と協議の上決定すること。
		22	情報共有システムの使用	1	本工事は、沖縄県が指定する情報共有システム（沖縄県CALSシステム）を使用するものとする。
					現場事務所等に、沖縄県CALSシステムが推奨するパソコンOS 及びブラウザの環境を整えること。なお、現場条件等により当該整備が不可能な場合は、監督員と協議すること。
					情報共有システムとは、業務や工事の履行期間中において、受発注者間でインターネットを介して協議簿、図面等の各種データのやり取りを行い、情報共有サーバーを用いてそれらのデータを共有・交換するものである。
		23	沖縄県CALSシステム使用許諾料の支払い	1	受注者は、沖縄県CALS システムの利用にあたっては沖縄県とCALS運営会社で定めた使用許諾料を、沖縄県CALSシステムを運営している者に支払うこと。
		24	高度技術・創意工夫・社会性に関する事項の実施について	1	受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに提出することができる。また、提出された内容については、工事成績の評価対象になる。
		25	公共事業労務費調査等に対する協力	1	本工事が公共事業労務費調査等の対象工事となった場合、調査票等に必要な事項を正確に記入し、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の完成後においても、同様とする。
				2	調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導等の対象になった場合、その実施に協力しなければならない。また、本工事の完成後においても、同様とする。
				3	公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成するとともに、賃金台帳を調製・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。
				4	本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前3項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。
		26	暴力団員等による不当介入の排除対策	1	受注者は、当該工事の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書（平成19年7月24日）」に基づき、次に掲げる次項を遵守しなければならない。なお、違

特 記 仕 様 書					[沖 縄 県]
章	節	条	見出し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 書 事 項
					反したことが判明した場合には、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。 2 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。 3 暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。 4 排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じる恐れがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。 27 ワンデーレスポンスの実施 1 この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。 2 「ワンデーレスポンス」とは受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。 3 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。 28 ガイドライン等の遵守について 1 設計変更等については、契約書18条から24条及び共通仕様書1-1-1-15から1-1-1-17に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」（沖縄県土木建築部）及び「工事一時中止に係るガイドライン」（沖縄県土木建築部）によるものとする。 2 「設計図書の照査」については、「設計図書の照査ガイドライン」（沖縄県土木建築部）を参考とする。 29 本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合の取扱いについて 1 本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額または関連工事の設計額に乗じた額で行う。 30 設計図書における資材等の取扱いについて 1 本工事の設計図書及び参考図に示す資材等については、特定企業の製品または工法を指定するものではない。 2 本工事で使用する資材等については、設計図書及び参考図のと通りの品質規格・仕様等で積算しており、その品質規格・仕様等と同等品以上の資材を使用すること。

特 記 仕 様 書					[沖 縄 県]
章	節	条	見出し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 書 事 項
				3	なお、使用にあたっては監督職員の承諾を得るものとする。 「参考図」は建設工事請負契約約款第 1 条に定める設計図書ではなく、発注者の積算の透明性を確保し入札者の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に「参考資料」として提示するものであることに留意すること。
		31	設計変更等に伴うコリンズ登録について	1	設計変更等により「本件登録工事の受注に対応した建設業許可業種（いわゆる主たる工種）」が変更となる場合には、工事实績情報サービス（コリンズ）に基づき、契約変更後速やかに「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、変更登録を行うこと。
		32	不正軽油の使用の禁止等について	1	受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む。）又は建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。）を使用し、又は使用させてはならない。
				2	受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の抜取調査に協力しなければならない。
		33	産業廃棄物税について	1	本工事により発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬出する産業廃棄物は、産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。
		34	工期	1	工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。 準備期間 60日 後片付け期間 20日 雨休率（実働工期日数に、休日と作業不能日を見込むための係数 不稼働日数＝実働日数×係数） 0.81
		35	工事工程の共有	1	受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。 施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の1)～5)に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。 1)受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合 2)著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合 3)工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合 4)資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合

特 記 仕 様 書					[沖 縄 県]
章	節	条	見出し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 書 事 項
		36	主任技術者及び監理技術者について	1	5)その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合 本工事で配置する技術者は本工事の入札公告に記載しているとおりとする。
				2	請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。
				3	工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている契約工期中の期間については、主任技術者の工事現場への専任を要しない。
		37	生コンクリートについて	1	生コンクリートは、JIS認定工場の生コンクリートを使用するものとする。
				2	各構造物に使用するコンクリートの最大水セメント比は、以下の通りとする。 無筋構造物 60%
		38	単位水量の測定について	1	1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m3以上となるコンクリート工については、単位水量の測定を実施すること。 単位水量の測定は、次によるものとする。 1) 受注者は、単位水量を含む正確な配合設計書を確認することとする。 2) 示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mmから25mmの場合は175kg/m3、40mmの場合は165kg/m3を基本とする。単位水量を減じることにより、施工性が低下する場合は、必要に応じて、支障のない量で高性能AE減水剤の使用を検討すること。 3) 単位水量の測定は、2回/日（午前1回、午後1回）または構造物の重要度と工事の規模に応じて100m3から150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時に実施することとする。 4) 現場で測定した単位水量の管理値は次の通りとして施工することとする。 ①測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3の範囲にある場合はそのまま施工してよいものとする。 ②測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3を越え±20kg/m3の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行うこととする。 ③配合設計±20kg/m3の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m3以内にな

特 記 仕 様 書						[沖 縄 県]
章	節	条	見出し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 書 事 項	
		39	アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水及び粉体の取扱基準について	2	ることを確認する。 更に、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行うこととする。 打設≦（管理値＝配合設計±15）＜改善指示≦（指示値＝配合設計±20）＜持ち帰り 5) 単位水量管理についての記録を書面と写真により提出させることとする。 コンクリートのスランプ管理は次によるものとする。 1) スランプの測定は2回/日（午前1回、午後1回）または構造物の重要度と工事の規模に応じて100m3～150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時に実施することとする。 2) コンクリート打設時にポンプの筒先等の適切なワーカビリティを確保するため、場内運搬時のスランプロス considering コンクリートのスランプを指定するものとする。 3) コンクリートポンプを用いる場合は、コンクリートのポンプ施工指針(土木学会)等の規程によることとし、コンクリート打込み地点とスランプ管理地点である荷卸し定点の差を見込むものとする。	
				1	舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する濁水及び粉体（以下、廃棄物という。）については、廃棄物吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された廃棄物については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。 「適正に処理」するとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、工事に際して特別な混入物が無ければ、下記HPに掲載されている濁水及び粉体の分析結果を用いても差し支えない。 https://www.pref.okinawa.lg.jp/kurashikankyo/gomirecycle/1004144/1004283.html なお、受注者は、廃棄物の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。	
				2	発生する濁水(汚濁)に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について(通知)(平成24年3月28日付け土技第1257号)」に基づき、適正に処理すること。	
				3	発生する粉体に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する廃棄物の取扱いについて(通知)(平成25年1月17日付け土技第942号)」に基づき、適正に処理すること。	
		40	法定外の労災保険の付保	1	本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。	
		41	建設工事公衆災害防止対策要綱	1	受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第496号、令和元年9月2日）を遵守して災害の防	

特 記 仕 様 書					[沖 縄 県]
章	節	条	見出し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 書 事 項
		42	デジタル工事写真の小黑板情報電子化について	1	止を図らなければならない。 適用対象：公衆に係わる区域で施工する工事 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱に基づき、工事の施工に先立ち工事現場の公衆災害の安全対策に関する具体的な計画等を施工計画書へ記載すること。 デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。本工事では、以下の１．から４．の全てを実施することとする。 １．対象機器の導入 受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、写真管理基準「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」に記載している技術を使用していること。 URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」 また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。なお、使用機器の事例を以下に示す。 【使用機器の事例】 デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア （一社）施工管理ソフトウェア産業協会 URL「https://www.jcomsia.org/kokuban」 ※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。 ２．デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入 受注者は、同条１．の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。 ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。 ３．小黑板情報の電子的記入の取扱い

特 記 仕 様 書						[沖 縄 県]
章	節	条	見出し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 書 事 項	
		43	土木工事書類簡素化の手引き（案）について	1	本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準に準ずるが、同条２．に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。 4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品受注者は、同条２．に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。 また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。 【チェックツールの事例】 信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会 URL「https://www.jcomsia.org/kokuban」 ※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。 なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を 実施しない 工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。 本工事は、土木工事書類簡素化の手引き（案）（以下、「書類簡素化の手引き」という。）を適用する工事である。 書類簡素化の手引きとは、工事書類の簡素化を目的としているものであり、受注者において、必要とされる工事書類の作成を妨げるものではない。 ただし、法令等に規定された書類の作成は適正に行うものとする。 なお、疑義が生じた場合は、監督職員へ連絡の上、実施するものとする。 沖縄県のHP 参照 (https://www.pref.okinawa.jp/machizukuri/kenchiku/1023167/1013333/1013334/1013335.html) (ホーム > まちづくり > 建築・開発 > 建築 > 建設技術情報 > 技術情報等 > 技術・建設業課関係の各種基準及び関係図書)	
		44	工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知	1	落札者（随意契約の場合にあつては、契約の相手方）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の２第２項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決	

特 記 仕 様 書						[沖 縄 県]
章	節	条	見出し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 書 事 項	
		45	工事費内訳書の提出	1	定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。 通知様式については、沖縄県技術・建設業課のホームページ（下記アドレス）を参照すること。 (https://www.pref.okinawa.jp/machizukuri/kenchiku/1023167/1013333/1013334/1013335.html) （ホーム ＞ まちづくり ＞ 建築・開発 ＞建築＞ 建設技術情報 ＞ 技術情報等＞ 技術・建設業課関係の各種基準及び関係図書） 工事費内訳書には、材料費、労務費、法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費、建設業退職金共済契約に係る掛金を記載すること。 ※入札金額の内訳は、別添「重要なお知らせ（入札内訳に関する注意点）」及び「「労務費に関する基準」の運用方針」（令和7年12月国土交通省）を参考に記入すること。	

現 場 説 明 に お け る 条 件 明 示		
特 記 事 項	内 容	
1. 工程関係	1	道路交通規制にあたっては事前に周辺関係者に十分周知するものとする。
2. 公害関係	1	路面切削に伴う粉塵およびプライムコート、タックコートは周辺に拡散しないように対策すること。
3. 安全対策関係	1	車線規制を行う際は、事前に関係機関（警察署）と協議の上実施すること。
4. 仮設備関係	1	夜間設置する仮設備については、夜間においても安全に必要な視認性を確保するものとする。
5. 工事支障物件等	1	現場着手前に支障となる占用物件等の有無を確認するものとする。
6. その他	1	本工事の間接工事費の工種区分を「舗装工事」、施工地域等区分は「市街地（DID補正）(1)-1」を適用している。
	2	本工事は夜間施工を予定しているため夜間労務単価で積算を行っており、アスファルト合材及び生コンクリートも夜間割増を適用している。
	3	建設廃棄物の運搬については日中での運搬を想定しているため、夜間労務単価は採用していない。
	4	本工事は以下の基準を適用している。 ○沖縄県土木工事標準積算基準書（令和 8 年度版） ○建設物価・積算資料（令和 8 年 8 月版）
	5	本工事の積算は、ヤマハバイク前およびサンノリー前、曙 1 丁目交差点の対象 3 ヶ所を別工区としてそれぞれ積算し、合算して計上している。